

堺市職員の分限の手続及び効果に関する条例（改正案）

昭和27年6月9日
条例第12号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

（降任又は免職の事由等）

第2条 法第28条第1項第1号の規定に該当する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該職員の人事評価（堺市職員基本条例（平成24年条例第 号。以下「基本条例」という。）第13条に規定する人事評価をいう。）の結果の区分が2年間継続して最下位の区分であって、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合
 - (2) 出勤の状況が不良であって、業務に著しい支障を及ぼす場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、担当すべきものとして割り当てられた職務を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が良くないと認められる場合
- 2 法第28条第1項第2号の規定に該当する場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法第28条第2項第1号の規定による休職をしている職員であって、当該休職の期間が満了するにもかかわらず、なお心身の故障が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある場合
 - (2) 法第28条第2項第1号の規定による休職を繰り返してそれらの期間が5年間で累計3年を超え、職務の遂行に支障がある場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、将来回復の可能性のない、又は長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- 3 法第28条第1項第3号の規定に該当する場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第6条第3項の命令に従わなかった場合
 - (2) 1月以上行方が不明である場合（正当な理由なく欠勤をした場合又は災害によることが明らかな場合を除く。）
 - (3) 正当な理由なく再三にわたり上司の職務上の命令に従わない場合
 - (4) 上司その他の職員又は市民に対し、暴力、暴言又は中傷を繰り返す場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、簡単に矯正することのできない持続性の高い素質、能力、性格等に起因して、その職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる蓋然性が高いと認められる場合
- 4 前3項に規定する場合において、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは職務の遂行能力に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけではなく、公務員として通常要求される勤務成績又は適格性を欠くときは免職とする。

(休職の事由)

第3条 職員が、法第28条第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを休職することができる。

- (1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、当該職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(任命権者が講ずる措置)

第4条 任命権者は、第2条第1項から第3項の各号（ただし、第3項第2号を除く。）に該当するおそれがある職員（以下「対象職員」という。）に対し、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 注意又は指導を繰り返し行うこと。
- (2) 担当する業務の見直しを行うこと。
- (3) 医師の診断を受けるよう勧奨すること。
- (4) 研修の受講を命ぜること。
- (5) その他対象職員の矯正のために必要な措置をとること。

- 2 任命権者は、上司による指導の状況に関する記録その他の対象職員の勤務に係る記録の収集を行うものとする。
- 3 任命権者は、第1項の措置を講じたにもかかわらず、対象職員の勤務実績が良くない状態又は適格性を欠くと認められる状態が改善されない場合は、当該対象職員に対し、降任又は免職の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。

(廃職又は過員による降任又は免職)

第5条 法第28条第1項第4号の規定による降任又は免職の処分は、転任その他の方法によつても過員が生ずる場合にすることができる。この場合において、職種を変更する転任に必要な能力の実証は、適正に行わなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定により免職する場合は、あらかじめ相当の範囲で職員に退職を勧奨しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により免職する場合は、勤務成績、勤続年数その他の客観的な事情を総合的に考慮して、公正に行わなければならない。
- 4 任命権者は、事業の全部又は一部を国その他公共団体以外の法人又は一部事務組合に譲渡し、又は移管する場合において、当該事業に従事する職員に事業の譲渡又は移管を受けた者に就職する機会が与えられているときは、原則として当該職員を免職することができる。
- 5 任命権者は、第1項又は第4項の規定により分限免職となる職員が希望する場合は、本市以外の法人その他のものに雇用されるよう支援に努めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第6条 任命権者は、法第28条第1項第1号又は第3号の規定により降任又は免職の処分をしようとする場合においては、上司その他関係者の意見を聴くものとする。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 任命権者は、職員が前項の診断を拒んだ場合又は故意に当該診断を受けない場合は、診断を受けるよう職務上の命令をすることができる。

4 任命権者は、基本条例第25条第5項の規定により堺市職員懲戒等審査会（同条例第29条第1項に規定する堺市職員懲戒等審査会をいう。）の意見を聴いて、法第28条第1項の規定による降任又は免職の処分をするか否か及び処分の内容を決定するものとする。

5 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、当該職員に辞令書を交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第7条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 法第28条第2項第1号の規定により休職にされた者が復職後1年以内に再び休職を命ぜられたときは、その休職期間は前の休職期間に通算する。

3 任命権者は、第1項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定による休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第8条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（昭和57年条例第3号）に別段の定めをしない限りいかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第9条 法第28条第4項の規定に基づく条例で定める場合は、職務の遂行に伴い、過失により法第16条第2号の規定に該当するに至った職員が、その刑の執行を猶予された場合とする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

堺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（改正案）

昭和27年6月9日

条例第13号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続）

第2条 任命権者は、懲戒処分を実施しようとする場合においては、上司その他関係者の意見を聞くものとする。

2 任命権者は、堺市職員基本条例（平成24年条例第〇号）第28条第3項の規定により堺市職員懲戒等審査会（同条例第29条第1項に規定する堺市職員懲戒等審査会をいう。）の意見を聴いて、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。

3 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、当該職員に辞令書を交付して行なわなければならない。

（戒告の効果）

第3条 戒告は、職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

（減給の効果）

第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

（停職の効果）

第5条 停職の期間は1日以上6月以下とする。

2 停職者はその職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

（この条例の実施に関し必要な事項）

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

《後略》